

1. 条例改正の目的

地方税法等が令和7年4月1日付で一部改正されたことに伴い、交野市税条例の対応する条文について、所要の改正を行うもの。（施行期日 令和8年1月1日、同年4月1日他）

2. 主な条例改正の内容

① 個人住民税の控除等の見直しについて

下記の税制改正をふまえ、関連条文の文言修正を行う。（条例第20条・第28条・第28条の2・第28条の3関係）

ア. 給与所得控除の見直し 給与所得控除の最低保証額について、65万円(現行55万円)に引き上げる。

イ. 大学生年代の子等に関する特別控除の創設

特定扶養控除に関して、控除対象となる大学生年代(19歳以上23歳未満)の子等の所得要件を拡大するとともに、一定の所得を超えた場合でも親等が受けられる控除の額が右表のとおり段階的に逡減する仕組みを導入する。

子等の合計所得金額（給与収入に換算）	控除額
58万円超95万円以下（123万円超160万円以下）	45万円
95万円超100万円以下（160万円超165万円以下）	41万円
100万円超105万円以下（165万円超170万円以下）	31万円
105万円超110万円以下（170万円超175万円以下）	21万円
110万円超115万円以下（175万円超180万円以下）	11万円
115万円超120万円以下（180万円超185万円以下）	6万円
120万円超123万円以下（185万円超188万円以下）	3万円

ウ. 扶養控除等に係る所得要件の引上げ

同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得に係る要件及びひとり親の生計を一にする子の総所得金額等の合計額の要件を58万円(現行48万円)に引き上げる。給与収入に換算すると現行103万円が123万円(給与所得控除65万円+扶養控除等所得要件額58万円)となる。

エ. 勤労学生控除に係る所得要件の引上げ

勤労学生の合計所得要件を85万円(現行75万円)に引き上げる。

給与収入に換算すると現行130万円が150万円(給与所得控除65万円+勤労学生控除所得要件額85万円)となる。

議案第48号 交野市税条例の一部を改正する条例について

② たばこ税関係（加熱式たばこの課税方式の見直し）について（附則第18条の3関係）

加熱式たばこと紙巻たばこの税の負担格差を解消するため、加熱式たばこの課税方式について、課税の適正化の観点から以下のとおり見直す。

ア. 加熱式たばこの課税標準について、当分の間、次に定める方法により換算した紙巻たばこの本数とする。

a. 紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ

当該加熱式たばこの重量の0.35gをもって紙巻たばこの1本に換算する方法

※1本当たりの重量が0.35g未満のものは、加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する。

b. 上記a. 以外の加熱式たばこ

当該加熱式たばこの重量の0.2gをもって紙巻たばこの1本に換算する方法

※1個当たりの重量が4g未満のものは、加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこ20本に換算する。

イ. 上記ア. の改正は、2段階で実施する。

令和8年 4月から 改正前の換算本数×0.5 + 改正後の換算本数×0.5

令和8年10月から 改正後の換算本数

3. 関連資料（令和7年度 税制改正の大綱 財務省HP ①3～4ページ、②80～82ページ参照）

URL https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2025/20241227taikou.pdf

別記様式第3号（第8条関係）

【議会基本条例第10条第1項関係】

政策等情報の説明資料

令和7年6月定例会

	議案第48号 交野市税条例の一部を改正する条例について	政策等の区分	計画・事業・ <input checked="" type="checkbox"/> 条例 その他 ()		
〈政策等の概要〉	〈他の自治体の類似する政策等との比較〉				
市税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収については、法令その他別に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。	他市においても、地方税法及び関連省令等の改正に伴う条例改正が行われる。				
	〈財源措置の状況〉（単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入）（単位：千円）				
	総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他
〈政策等を必要とする背景〉	〈将来にわたる効果及びコストの状況〉				
地方税法等の一部改正により、市民税における特定親族特別控除の創設、市たばこ税の課税方式の見直しなど令和7年度税制改正に伴う各種改正が行われたため、市税条例の関連条文を改正するもの。	【市民税】 令和7年度税制改正に伴う制度変更により、市府民税の減収が想定される。たばこ税については激変緩和措置がとられるため税収の微増が予想される。				
〈提案に至るまでの経緯〉	〈総合計画等の整合〉				
令和7年3月31日 地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第7号）が公布（同年4月1日 一部施行）	まちづくりの目標	目 標	—		
	政策分野または経営方針	分野・方針	効率的・効果的な行政運営		
	施策	施 策	その他		
	○その他の計画（該当する場合のみ）				
〈市民参加の状況〉	計画名称				
	策定年度				
	計画期間				
有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無（パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。）					
	〈政策等の実施時期〉	令和8年1月1日、令和8年4月1日、他			
	担当部局	担当課	添付資料（有の場合は、その名称）		
	市民部	税務室	<input checked="" type="checkbox"/> 有・無（条例概要、新旧対照表）		

新	旧
<p>除額、配偶者特別控除額、扶養控除額又は特定親族特別控除額を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。</p> <p>(市民税の申告)</p> <p>第28条 第14条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により、給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で、前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(施行令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)、<u>法第314条の2第4項</u>に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第28条の2第1項第3号及び第28条の3第1項において同じ。)) (前年の合計所得</p>	<p>除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額_____を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。</p> <p>(市民税の申告)</p> <p>第28条 第14条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により、給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で、前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(施行令第48条の9の7に規定するものを除く。))、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)<u>若しくは法第314条の2第4項</u>に規定する扶養控除額</p>

新	旧
<p>金額が85万円以下であるものに限る。)に係るものを除く。)の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第23条の2の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第15条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。</p> <p>2～9 (略)</p> <p>(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)</p> <p>第28条の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 及び(2) (略)</p> <p>(3) 扶養親族又は特定親族の氏名</p> <p>(4) (略)</p> <p>2～6 (略)</p>	<p>_____の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第23条の2の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第15条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。</p> <p>2～9 (略)</p> <p>(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)</p> <p>第28条の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 及び(2) (略)</p> <p>(3) 扶養親族_____の氏名</p> <p>(4) (略)</p> <p>2～6 (略)</p>

新	旧
<p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)</p> <p>第28条の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第49条に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。))に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。)若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) ・ (2) (略)</p> <p>(3) 扶養親族又は特定親族の氏名</p> <p>(4) (略)</p>	<p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)</p> <p>第28条の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第49条に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。))に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。)</p> <hr/> <p>_____を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) ・ (2) (略)</p> <p>(3) 扶養親族_____の氏名</p> <p>(4) (略)</p>

新	旧
<p>2～5 (略)</p> <p>附 則</p> <p><u>(加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例)</u></p> <p><u>第18条の3 令和8年4月1日以後に第103条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等(次項において「売渡し等」という。)が行われた加熱式たばこ(第103条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第104条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。)に係る第105条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ(第103条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。)の本数によるものとする。</u></p> <p><u>(1) 葉たばこ(たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。)を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ(当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。)当該加熱式たばこの重量(フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。)の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法</u></p>	<p>2～5 (略)</p> <p>附 則</p>

新	旧
<p><u>(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法</u></p> <p><u>2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</u></p> <p><u>3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</u></p> <p><u>4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第104条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。</u></p> <p><u>(1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの</u></p> <p><u>(2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第104条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに</u></p>	

新	旧
<u>限る。) であって当該加熱式たばこのみの品目のもの</u>	